

ふくい食育・地産地消応援団シンボルマーク使用取扱規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福井県（以下「県」という。）が定めたふくい食育・地産地消応援団（以下「応援団」という。）のシンボルマークを使用する場合に必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 シンボルマークとは、ふくい食育・地産地消応援団シンボルマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるものをいう。

2 シンボルマークの使用とは、応援団に登録した者が、県の承認に基づいてシンボルマークを自らの製作物や広告その他に使用しまたは利用することをいう。

(使用の承認申請等)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめシンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関、および雑誌等が報道または広報の目的で使用するとき。
- (3) 国および地方公共団体が応援団の紹介の目的で使用するとき。
- (4) その他、県が応援団の県民への浸透に寄与すると認めるとき。

2 県は、前項ただし書きにより承認申請を省略したものに対し、シンボルマークの使用状況について報告を求めることができる。

3 第1項のシンボルマーク使用承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 設計図または完成予想図
- (2) 見取図（屋外に設置する場合。）
- (3) 使用対象物件のレイアウト
- (4) 許認可証の写（法令等で許認可の対象となる場合。）

(使用承認)

第4条 県は、前条の規定による使用承認の申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

- (1) 応援団の品位を傷つけ、正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) シンボルマークの本来の目的に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令、公序良俗に反するとき、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (5) シンボルマークを使用条件に沿って使用しないおそれのあるとき。
- (6) その他、県がシンボルマークの使用が不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、承認番号を付してシンボルマーク使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 県は、シンボルマークの使用を承認するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザインマニュアルに定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (2) 承認された内容により使用し、県の付した使用条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 当該使用にかかる物品等の登録商標を行わないこと。
- (5) 当該使用にかかる物品等について、商標権等に関わる問題が生じた場合は、すべてシンボルマークを使用する者の責任とすること。
- (6) 承認を受けた使用承認申請書(様式第1号)記載の使用条件を遵守すること。

(承認の取消し)

第7条 県は、シンボルマークの使用が第4条または第6条に違反していると認められるときは、当該シンボルマークの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認にかかる物件等を使用してはならない。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者が損害をこうむることがあっても、県はなんらの責を負わないものとする。
- 4 第1項の取消しは、シンボルマーク使用承認取消書(様式第3号)をもって行うものとする。
- 5 取消しにかかる費用(製作物撤去費、ホームページ等に掲載していた場合の削除費等)については、すべてシンボルマークを使用する者の負担とする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月14日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月 日から施行する。